

「WAZAチャレンジ教室」実施要綱

第1 事業の目的

小・中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に、優れた技能・技術を持った技能士の指導により、ものづくりのすばらしさや楽しさを体験する「WAZAチャレンジ教室」を開催し、児童生徒が技能・技術への関心を高め、その大切さを知る機会とする。

第2 対象者

県内の小・中学校に在籍する児童・生徒及び特別支援学校に在籍する児童・生徒を原則とする。

第3 実施内容

静岡県在住の技能士の中から、希望する製作物に応じた技能士を学校等実施希望団体へ派遣し、児童・生徒に対し技能指導等を行う。

- (1) 技能指導 製作物を作り上げる体験教室において技術的な指導をする。
原則として、児童・生徒5人に1人の割合で技能士が指導する。
ただし、技能指導の内容や対象児童・生徒の状況に応じて、その割合を増減することができる。
- (2) 講話 仕事に関する話や質疑応答を行うことにより、ものづくりへの興味・関心の醸成を図る。

第4 実施期間

5月上旬～2月下旬

第5 実施時間

技能指導、講話等の合計3時間を基本とし、学校等実施希望団体の実情に合わせて増減することができる。

第6 募集方法

県は募集要領を作成し、県内の小・中学校、特別支援学校等に通知するとともに、ホームページに掲載する。

第7 実施団体の選定

県は、関係機関と調整の上、実施団体を選定する。

第8 事業の委託

県は、事業の実施について、団体等（以下、「受託団体等」という。）に委託する。

第9 実施内容の決定

県は、実施日、実施団体での製作物及び対象人数等については、実施団体の希望をもとに受託団体等と調整のうえ決定する。

また、実施時間については、実施団体と受託団体等が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成28年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。